

ICTを活用した「次世代型保健医療システム」の構築に向けて — データを「つくる」・「つなげる」・「ひらく」 —

29

Medical Information System Development Cen

- 本提言で実現していく患者・国民にとっての価値 -

ビッグデータ活用やAIによる分析

現在、診断や治療が難しい疾患でも、個人の症状や体質に応じた、迅速・正確な検査・診断、治療が受けられる。



ICTを活用した遠隔診療や見守り

専門の医師がいない地域の患者や、生活の中で孤立しがちなお年寄りでも、専門医療や生活支援が受けられる。



地域や全国の健康・医療・介護情報ネットワーク

どこでも誰でも、自身の健康・医療・介護情報が医師などに安全に共有され、かかりつけ医と連携しながら切れ目ない診療やケアが受けられる。検査や薬の重複も避けられ、負担も軽減される。



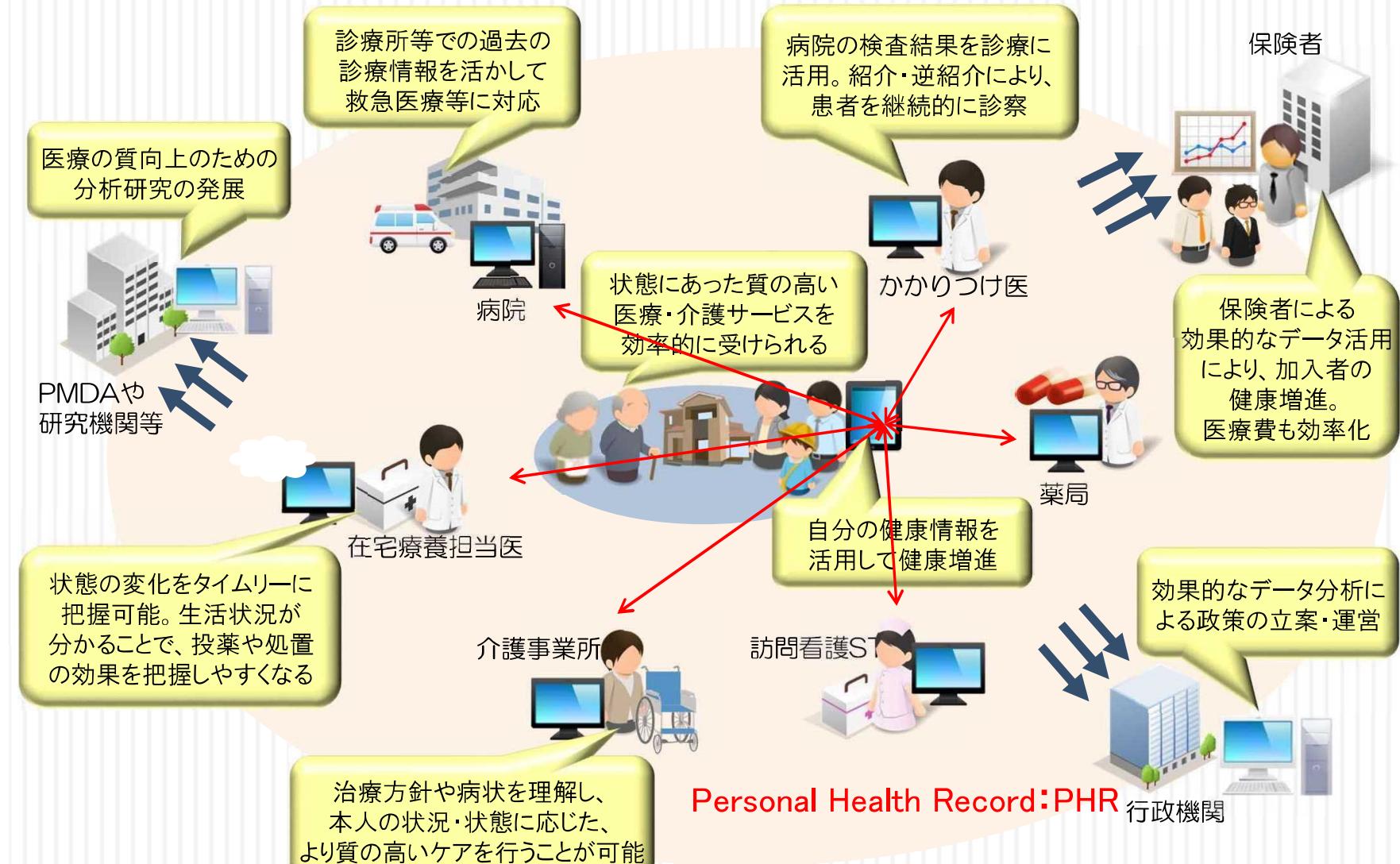
ビッグデータ活用によるイノベーション

疾患に苦しむ様々な患者に、最適な治療や新たな薬が届けられる。魅力的な健康づくりサービスが生まれ、自身に合ったサポートが受けられる。



医療等分野のICT化が目指す将来像のイメージ

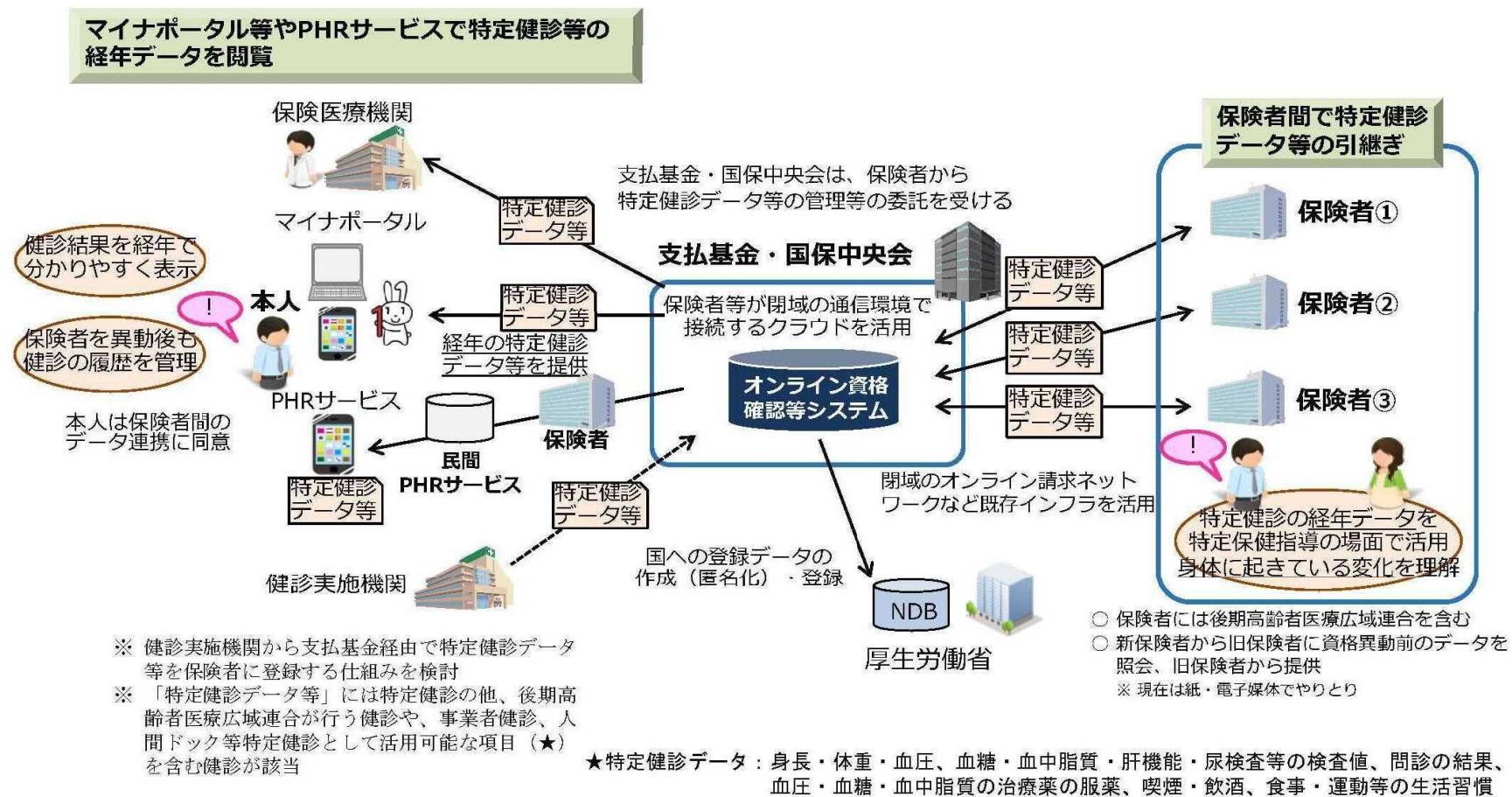
医療・介護サービスの質の向上と持続可能な社会保障制度の確保を目指したICT利活用



○特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

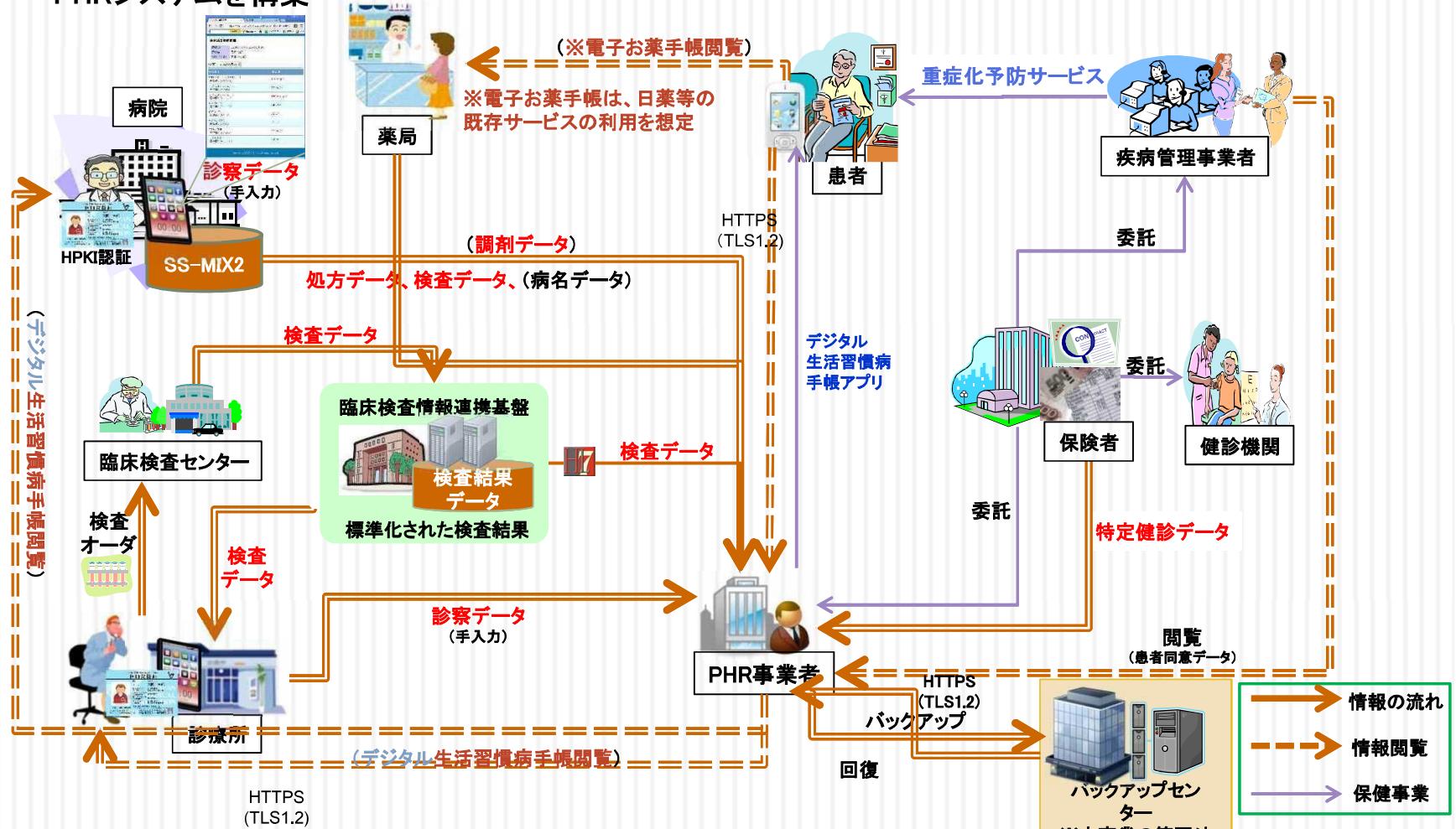
- ・特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

(※) PHR (Personal Health Record) サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。



デジタル生活習慣病手帳(PHR)を用いた疾病管理の実証(事業の全体像)

- 本人の依頼の元、保険者・医療機関(臨床検査センター)より標準的な形式でデータを収集し、利活用できるPHRシステムを構築



図表1-2

生活習慣病自己管理項目セット集(第2版)

2018年10月公開

ID	項目	単位・表記	糖尿病自己管理項目セット			高血圧自己管理項目セット			脂質異常症自己管理項目セット			CKD自己管理項目セット		
			医療機関から	健診などから	家庭から	医療機関から	健診などから	家庭から	医療機関から	健診などから	家庭から	医療機関から	健診などから	家庭から
1	身長	cm	○	○		○	○		○	○		○	○	
2	体重	kg	○	○		○	○		○	○		○	○	
3	収縮期血圧	mmHg	○	○		○	○		○	○		○	○	
4	拡張期血圧	mmHg	○	○		○	○		○	○		○	○	
5	LDLコレステロール(※1)	mg/dL	○	○		○	○		○	○		○	○	
6	HDLコレステロール(※1)	mg/dL	○	○		○	○		○	○		○	○	
7	喫煙	あり、なし、過去にあり	○	○		○	○		○	○		○	○	
8	血清クリアチニン	mg/dL	○			○			○			○		
9	尿蛋白	-、±、+、2+、3+以上	○	○		○	○		○	○		○	○	
10	血糖	mg/dL	○	○		○	○		○	○				
11	糖尿病診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎80歳代以上まで、不明	○											
12	HbA1c(※2)	%	○	○								○	○	
13	ALT	IU/L	○	○					○	○				
14	網膜症	あり、なし、不明	○											
15	高血圧診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎80歳代以上まで、不明				○								
16	血清カリウム	mEq/L				○						○		
17	小電図異常	あり、なし、不明				○								
18	中性脂肪(※1)	mg/dL	○	○		○	○		○	○		○	○	
19	脂質異常症の診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎80歳代以上まで、不明							○					
20	冠動脈疾患の既往	あり(造影検査)、あり(その他検査)、なし、不明							○					
21	CKD診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎80歳代以上まで、不明										○		
22	血清クリルミン	g/dL										○	○	
23	血尿	-、±、+、2+、3+以上(非肉眼的)、肉眼的										○	○	
24	総コレステロール(※1)	mg/dL	○			○			○			○		
25	尿クリルミン/クリアチニン	mg/gCre	○											
26	AST	IU/L	○	○										
27	腰囲	cm		○			○			○				
28	尿糖	-、±、+、2+以上	○	○										
29	V-GTP	IU/L	○	○										
30	神経障害	あり、なし、不明		○										
31	歯科定期受診(※3)	あり、なし、不明	○											
32	尿酸	mg/dL					○					○	○	
33	家庭血圧(収縮期)	mmHg							○					
34	家庭血圧(拡張期)	mmHg							○					
35	腎不全家族歴(※4)	あり、なし、不明										○		
36	尿蛋白/クリアチニン比	g/gCre										○	○	
37	尿蛋白(1日量)	g/日										○	○	
38	血清総蛋白	g/dL										○	○	
39	尿素窒素	mg/dL										○		
40	Hb	g/dL										○		
41	シスタチンC	mg/L										○		

糖尿病ミニマム項目セット

高血圧症ミニマム項目セット

脂質異常症ミニマム項目セット

CKDミニマム項目セット

※1 脂質関連指標(LDLコレステロール(直接法、F式(=総コレステロール-HDLコレステロール-中性脂肪/5))、およびnon-HDLコレステロール(=総コレステロール-HDLコレステロール))のリスク評価における選択順位等は、日本動脈硬化学会発行の診療ガイドライン(動脈硬化性疾患予防ガイドライン等)を参考にする。

※2 HbA1c:NGSP値

※3 歯科定期受診:年1回以上

※4 腎不全家族歴:2親等以内の透析、腎移植、腎不全

Copyright © 2018, 6臨床学会拡大会議, All Rights Reserved.

Copy Right: Ryuichi Yamamoto, MD, PhD, MEDIS, Tokyo, 2019

図表2-1 基本シート

「PHR推奨設定」第1版 (基本シート)

「PHR推奨設定」第1版 2018年10月公開

Copyright © 2018. 6医学会大会議 All Rights Reserved.

生活習慣病自己管理項目セット集のID	項目名	単位	合計の自己管理項目セット				未発信者用 入り口マイナス 設定	PHRに推奨する設定					
			リスク階層毎の閾値					固定閾値によるアラート		前回値からの差異によるアラート			
			正常範囲	軽度リスク	中リスク	高リスク		下限値	上限値	下限値	上限値	その他の特ルール	
1 身長	cm		○ ○ ○ ○ ○	初回のみ	BMI(計算項目(1))へ	BMI(計算項目(1))へ	BMI(計算項目(1))へ	-	-	なし	10	300	
2 体重	kg		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	BMI(計算項目(1))へ	BMI(計算項目(1))へ	BMI(計算項目(1))へ	-	-	30日以内の前値より3kg以上の増減	1	300	
計算項目(1) BMI	kg/m ²		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	18.5≤ <25	25≤ <30 または<18.5	30≤ <35	35≤	-	なし	1	100	
3 血清総コレステロール	mmHg		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	<190mmHg	190mmHg≤ <210 または210mmHg≤ <240	240mmHg≤ <260	260mmHg≤	90	160 なし	100	900 収縮期血圧は拡張期血圧より高い	
4 攝取期血圧	mmHg		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	<85mmHg	85mmHg≤ <90	90mmHg≤ <110	110mmHg≤	-	110 なし	10	300 収縮期血圧は拡張期血圧より高い	
5 LDLコレステロール(*2)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	<120mg/dL	120mg/dL≤ <140	140mg/dL≤ <160	160mg/dL≤	-	160 3ヶ月以内の前値から50mg/dL以上の上昇	0	1000	
6 HDLコレステロール(*2)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	≥40mg/dL	設定なし	40mg/dL> ≥30	30mg/dL>	-	なし	0	300	
7 痒疹	あり、なし、過去にあり		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	なし	過去にあり	あり	設定なし	-	なし	-	-	
8 血清クリアチニン	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	eGFR(計算項目(2))へ (12ヶ月)	eGFR(計算項目(2))へ	eGFR(計算項目(2))へ	eGFR(計算項目(2))へ	-	-	3ヶ月以内の前値から0.5mg/dL以上の上昇	0	30
計算項目(2) eGFR(クリアチニン)	mL/min/1.73m ²		○ ○ ○ ○ ○	-	≥90	90> ≥60	60> ≥45	45>	-	-	3ヶ月以内の前値から10以上上の低下	0	300
9 肝臓蛋白	-、+、++、+++以上		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	-	±	+	±以上	-	-	3ヶ月以内の前値から2倍以上上の上昇	-	-
10 血糖(*1)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	70mg/dL≤ <100	100mg/dL≤ <110	110mg/dL≤ <128	<70mg/dL または 128≤	70	300 なし	0	3000	
11 肝臓病診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎60歳代以上まで、女性		○ - - -	初回のみ	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	-	なし	-	-	
12 HbA1c(NGSP値)	%		○ - - - ○	12ヶ月	<5.6%	5.6≤ <6.5	6.5≤ <8	8≤	-	8.5 なし	0	30	
13 ALT	IU/L		○ - - ○ -	12ヶ月	≤30 IU/L	30 IU/L < ≤50	50 IU/L < ≤200	200 IU/L <	-	200 3ヶ月以内の前値から50 IU/L以上の上昇	0	10000	
14 肝臓病診断歴	あり、なし、不明		○ - - - -	-	なし	不明	あり	設定なし	-	なし	-	-	
15 高血圧診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎60歳代以上まで、不明		○ - - - -	初回のみ	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	-	なし	-	-	
16 血清カリウム	mEq/L		- ○ - - ○	-	3.5mEq/L≤ <5	5mEq/L≤ <5.5 または3.0mEq/L≤ <3.5	5.5mEq/L≤ <6.0 または2.3mEq/L≤ <1.0	6.0mEq/L≤ または2.5	3	5.5 なし	0	10	
17 心電図異常	あり、なし、不明		- ○ - - -	-	なし	不明	あり	設定なし	-	なし	-	-	
18 中性脂肪(*1)(~9)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	12ヶ月	<180mg/dL	設定なし	180mg/dL≤ <200	200mg/dL≤	-	600 なし	0	10000	
19 脂質異常症の診断年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎50歳代以上まで、不明		- - ○ - -	初回のみ	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	-	なし	-	-	
20 肝臓病診断の既往	あり(影像検査)、あり(その他既往)、なし、不明		- - ○ - -	初回のみ	なし	不明	あり	設定なし	-	なし	-	-	
21 CKD終新年齢	10歳未満、10歳代、以後10歳毎60歳代以上まで、不明		- - - ○ -	初回のみ	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	-	なし	-	-	
22 血清アルブミン	g/dL		- - - ○ -	12ヶ月	≥3.5g/dL	設定なし	3.5g/dL> ≥30	3.0g/dL>	3	-	3ヶ月以内の前値より0.5g/dL以上の低下	1	30
23 血尿	-、+、++、3+以上(非肉眼的)、肉眼的		- - - ○ -	12ヶ月	-	±	+	2+以上(非肉眼的)、肉眼的	-	なし	-	-	
24 尿コレステロール(*2)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	-	計算項目(1)Non-HDLコレステロール(計算値) またはLDL計算値(方式)へ	計算項目(1)Non-HDLコレステロール(計算値) またはLDL計算値(方式)へ	計算項目(1)Non-HDLコレステロール(計算値) またはLDL計算値(方式)へ	計算項目(1)Non-HDLコレステロール(計算値) またはLDL計算値(方式)へ	-	300 なし	-	-	
計算項目(2) Non-HDLコレステロール(計算値) (*2)	mg/dL		○ ○ ○ ○ ○	(→)	<190mg/dL	190mg/dL≤ <170	170mg/dL≤ <150	150mg/dL≤	-	190 2ヶ月以内の前値から50mg/dL以上の上昇	0	1000	
25 尿アルブミン/クレアチニン	mg/gCre		○ - - - -	-	<30mg/gCre	設定なし	30mg/gCre≤ <100	100mg/gCre≤	-	-	0	10000	
26 AST	IU/L		○ - - - -	12ヶ月	≤30 IU/L	30 IU/L < ≤50	50 IU/L < ≤200	200 IU/L <	-	200 3ヶ月以内の前値から50 IU/L以上の上昇	0	10000	
27 腹囲	cm		○ ○ ○ - -	12ヶ月	男性:<85cm、女性:<90	男性:85cm≤、女性:90≤	設定なし	設定なし	-	なし	10	300	
28 脂積(*1)	-、+、++、2+以上		○ - - - -	12ヶ月	-	±	+	2+以上	-	なし	-	-	
29 γ-GTP	IU/L		○ - - - -	12ヶ月	<35IU/L	35IU/L≤ <100	100IU/L≤ <300	300IU/L≤	-	-	3ヶ月以内の前値から50 IU/L以上の上昇	0	10000
30 糖尿病神経障害	あり、なし、不明		○ - - - -	-	なし	不明	あり	設定なし	-	なし	-	-	
31 糖尿病覚醒経過	あり、なし、不明		○ - - - -	-	あり	不明	なし	設定なし	-	なし	-	-	
32 尿酸	mg/dL		- ○ - - ○	-	<7mg/dL	7mg/dL≤ <8	8mg/dL≤ <9	9mg/dL≤	-	-	0	30	
33 家庭血圧(収縮期)	mmHg		- ○ - - ○	-	<125mmHg	125mmHg≤ <135	135mmHg≤ <175	175mmHg≤	85	155 なし	10	300 収縮期血圧は拡張期血圧より高い	
34 家庭血圧(拡張期)	mmHg		- ○ - - ○	-	<80mmHg	80mmHg≤ <85	85mmHg≤ <105	105mmHg≤	-	105 なし	10	300 収縮期血圧は拡張期血圧より高い	

6医学会大会資料

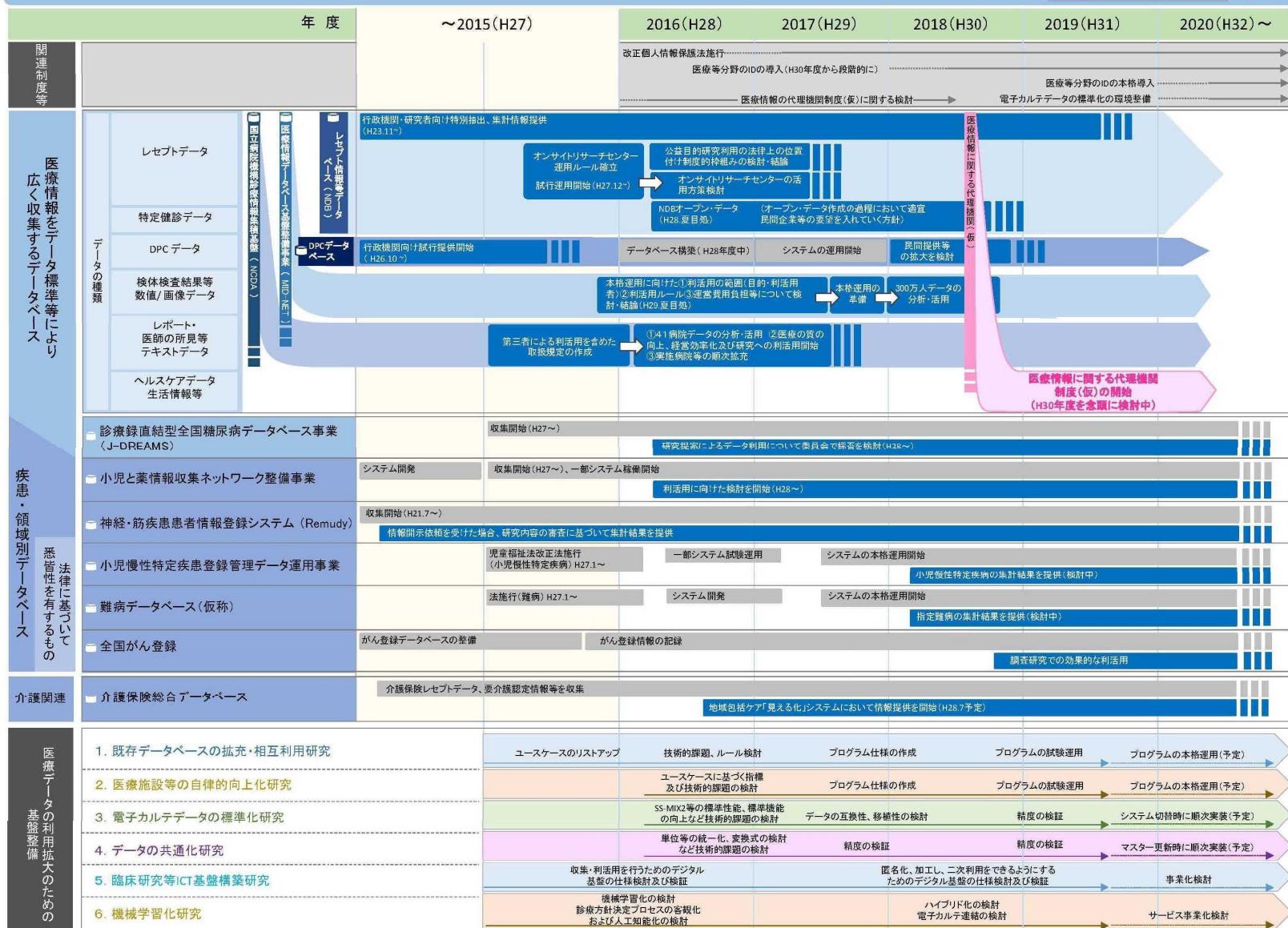
日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本動脈硬化学会、日本腎臓学会、日本臨床検査医学 会、日本医療情報学会による合同委員会における閾値とアラートの検討

項目	正常	予備軍	発症	合併症発症	アラート下限値	アラート上限値	アラートの拡張
家庭血圧（収縮期）	<125mmHg	125mmHg≤, 135>	135mmHg≤, 175>	175mmHg≤	85	155	—
家庭血圧（拡張期）	<80mmHg	80mmHg≤, 85>	85mmHg≤, 105>	105mmHg≤	—	105	—
家庭体重	BMIへ	BMIへ	BMIへ	BMIへ	—	—	10日以内の前値より2kg以上の増減
BMI	≥18, <25	≥25, <30または18>	≥30, <35	≥35	—	—	—
血清カリウム	3.5mEq/L≤, 5>	5mEq/L≤, 5.5> または3.0mEq/L≤, 3.5>	5.5mEq/L≤, 6.0> または2.5mEq/L≤, 3.0>	6.0mEq/L≤ または2.5>	3	5.5	—
血清総蛋白	6.0 g/dL ≤, 9.0 g/dL ≥	—	—	6.0 g/dL >, または, 9.0 g/dL <	6	—	3ヵ月以内の前値より1g/dL以上低下
eGFR(クレアチニン)	90≤	60≤, 90>	45≤, 60>	45>	—	—	3ヵ月以内の前値から10以上の減少
尿蛋白(定性)	—	±	+	2+以上	—	—	3ヵ月以内の前値から2段階以上の上昇
HbA1c(NGSP値)	6%>	6%≤, 7>	7%≤, 8>	8%≤	—	8.5	3ヵ月以内の前値から1%以上の上昇
総コレステロール	—	—	—	—	—	300	—
LDLコレステロール	120mg/dL>	120mg/dL≤, 140>	140mg/dL≤, 179>	180mg/dL≤	—	160	3ヵ月以内の前値から50mg/dL以上の上昇

- **National Insurance Claim and Health Check-up DB (NDB)**
- **Mid-Netプロジェクト (PMDA & MHLW)**
- **KDB**
- **介護認定データベース**
- **全国がん登録**
- **心臓カテーテルDB**
- **心不全症例DB**
- **National Clinical DB**
- • • • • •

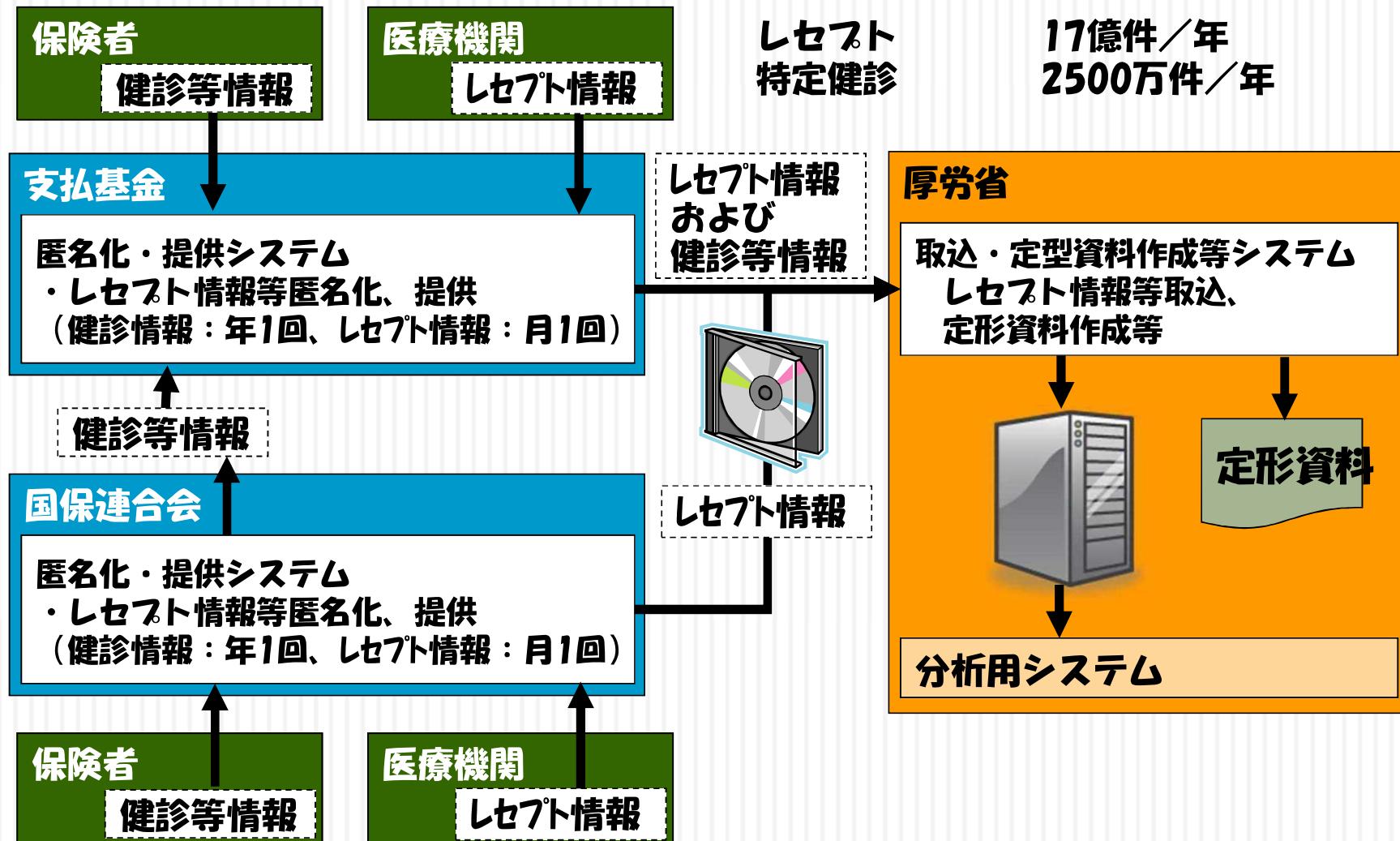
医療等分野データ利活用プログラム(案) 2016年3月版

資料
1-2



レセプト情報・特定健診情報等データベース（NDB）の全体像

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき厚生労働省に設置



NDBの現状

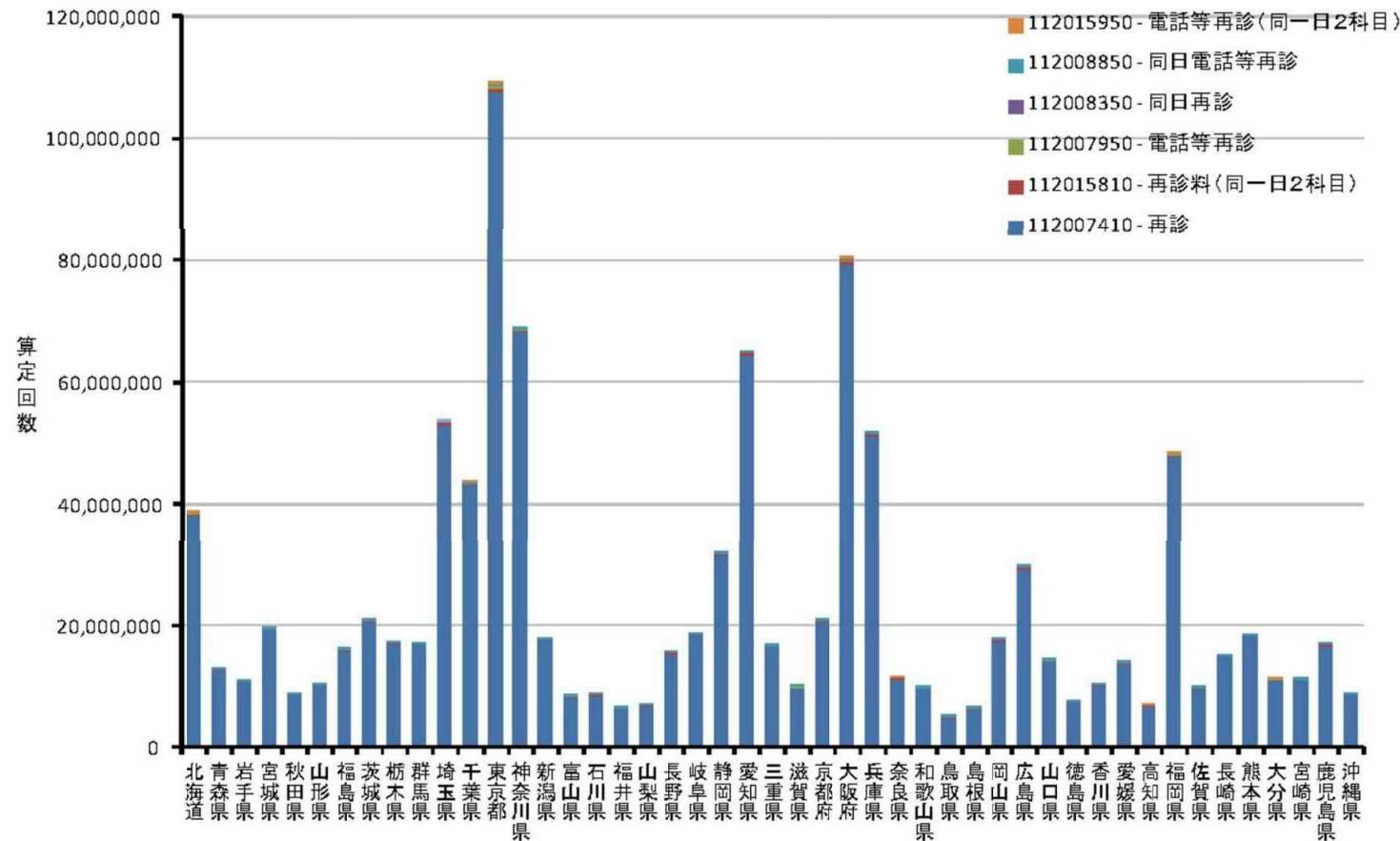
39

Medical Information System Development Cen

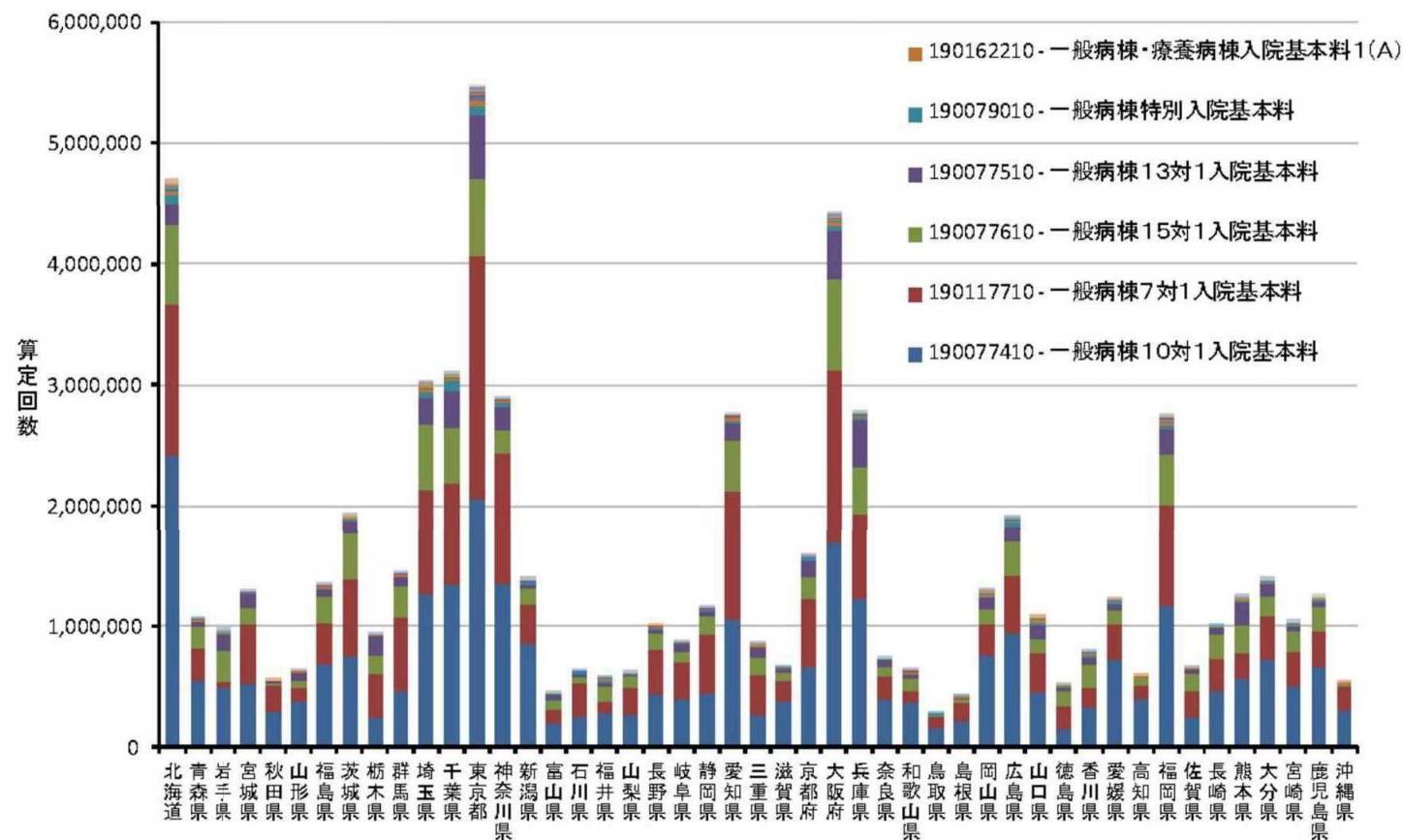
- **150億件以上のレセプトデータと2.4億件の特定健診特定保健指導データ**
- **特別抽出データの提供**
- **サンプリングデータセット:**
 - ▣ 外来の1%および入院の10%のレセプトベースのサンプリング
 - ▣ 一ヶ月分のデータ(1月、4月、8月、10月)
ただし医科と薬科の連結データは薬科の翌月分も含む
 - ▣ 出現頻度0.1%医科の病名、医療行為はダミーに置き換え
- **ベーシックデータセット:**
 - ▣ 患者ベースで5%にサンプリング、同一患者のレセプトは連結している。
- **特別抽出、サンプリングデータセットを中心に約150の研究プロジェクトに提供。**
- **100以上の査読付き学術論文がすでに発表されている。**
- **NDBオープンデータの公開(2016~)**



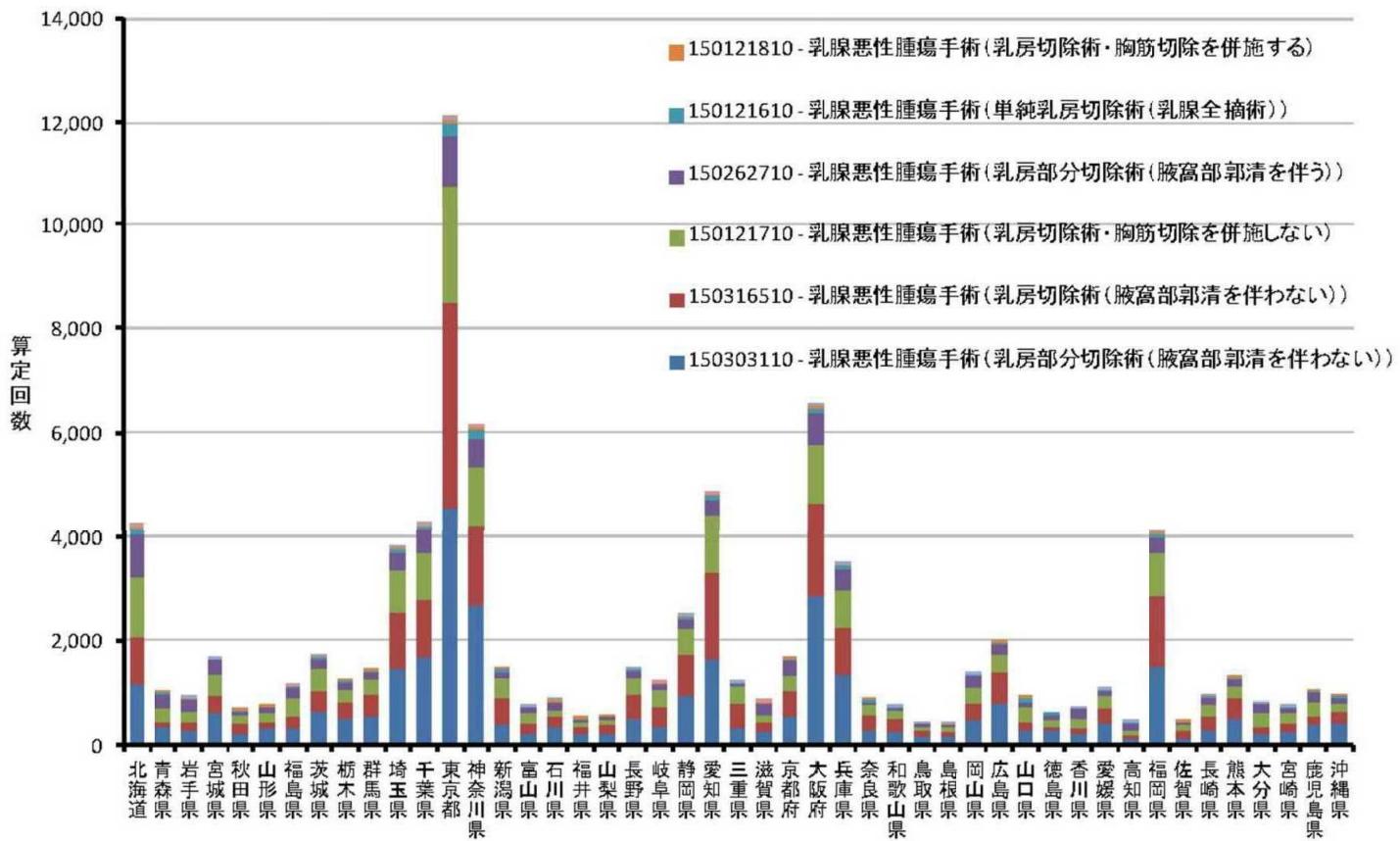
A001 再診料



A100 一般病棟入院基本料



K476 乳腺悪性腫瘍手術



(参考) 保健医療分野の主な公的データベースの状況

平成30年4月19日
社会保障審議会医療保険部会資料

保健医療分野においては、近年、それぞれの趣旨・目的に即してデータベースが順次整備されている。
主な公的データベースの状況は下表のとおり。

データベースの名称	NDB (レセプト情報・特定健診等情報データベース) (平成21年度～)	介護DB (平成25年～)	DPCDB (平成29年度～)	全国がん登録DB (平成28年～)	難病DB (平成29年～)	小慢DB (平成28年度～)	MID-NET (平成23年～)
元データ	レセプト、特定健診	介護レセプト、要介護認定情報	DPCデータ (レセプト)	届出対象情報、死亡者情報票	臨床個人調査票	医療意見書情報	電子カルテ、レセプト 等
主な情報項目	傷病名(レセプト病名)、投薬、健診結果等	介護サービスの種類、要介護認定区分等	・簡易診療録情報 ・施設情報等	がんの罹患、診療、転帰等	告示病名、生活状況、診断基準等	疾患名、発症年齢、各種検査値等	・処方・注射情報 ・検査情報等
保有主体	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	PMDA・協力医療機関
匿名性	匿名	匿名	匿名	顕名	顕名 (取得時に本人同意)	顕名 (取得時に本人同意)	匿名
第三者提供の有無	有(※1) (平成25年度～)	有(※1) (平成30年度～開始予定)	有 (平成29年度～)	有 (詳細検討中)	無 (検討中)	無 (検討中)	有 (平成30年度～)
根拠法	高確法16条	介護保険法 118条の2	— (告示)	がん登録推進法第5、6、8、11条	—	—	PMDA法 第15条

※1 NDBについては、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき個別審査を行った上で第三者提供を実施。

介護DBも、NDBのスキームを基本的に踏襲し、第三者提供を行う予定であり、現在、ガイドライン等について検討中。

※2 上記に加え、生活保護の分野では、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の予防等を推進する「被保護者健康管理支援事業」を創設し、同事業の実施に資するため、国が全国の被保護者の医療データを収集・分析することを内容とする「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を平成30年通常国会に提出。

個人情報保護法(2017)の改正点概略

44

Medical Information System Development Cen

- 個人識別符号の導入と匿名加工情報の追加。
- 要配慮情報の概念の導入
- 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け
- 本人同意を得ない第三者提供への関与（オフトアウト規定の見直し）個人情報保護委員会への届け出
- 個人情報取扱事業者の努力義務へ個人データの消去の追加
- 開示等請求権の明確化
- 罰則の強化
- 個人情報保護委員会
- 個人情報の取扱いのグローバル化に対応？

要配慮個人情報

45

Medical Information System Development Cen

- 本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴（その他政令で定めるもの）
 - 本人同意を得ない取得を原則として禁止
 - 利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外
- 政令による要配慮情報
 - (ア) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会で定める心身の機能の障害があること。
 - (イ) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果。
 - (ウ) 健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のために指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (エ) 犯罪関連（省略）
 - (オ) 非行関連（省略）
- 本人の同意を得ない取得の原則禁止
- 第三者提供の23条2項（オプトアウト）の対象からの除外

改正個人情報保護法では医療情報は・・・

Medical Information System Development Cen

- オフトアウトで第三者提供できなくなった。これにより思わぬところに情報が流れることは防止できる。安易な遺伝子ビジネスなどに歯止め。
- 匿名加工ができれば、同意無しで二次利用のための第三者提供が可能であるが、複雑な医療情報では匿名化は容易ではない。
- 匿名加工すれば名寄せできないために複数の医療機関の情報を突合することは不可能。
- データベースを使った後ろ向き研究では情報収集時に用途を限定して明に同意を得ることは難しい。
- このままでは、医学研究・創薬・医療機器開発・医療周辺産業の発展に悪影響が予想される。
- 広い意味での公益性を確認した上で、患者および医療従事者に不利益を与えない前提で、*匿名加工情報*を利活用できる仕組みが必要。
- 非同意の機会を十分に与えつつ丁寧なオフトアウトで収集する仕組みが必要。
- 元々非同意の法に基づくデータベースの利活用は突合も含めて慎重に進められているが、やはりシステムとしての医療等IDの整備は必須。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律

47

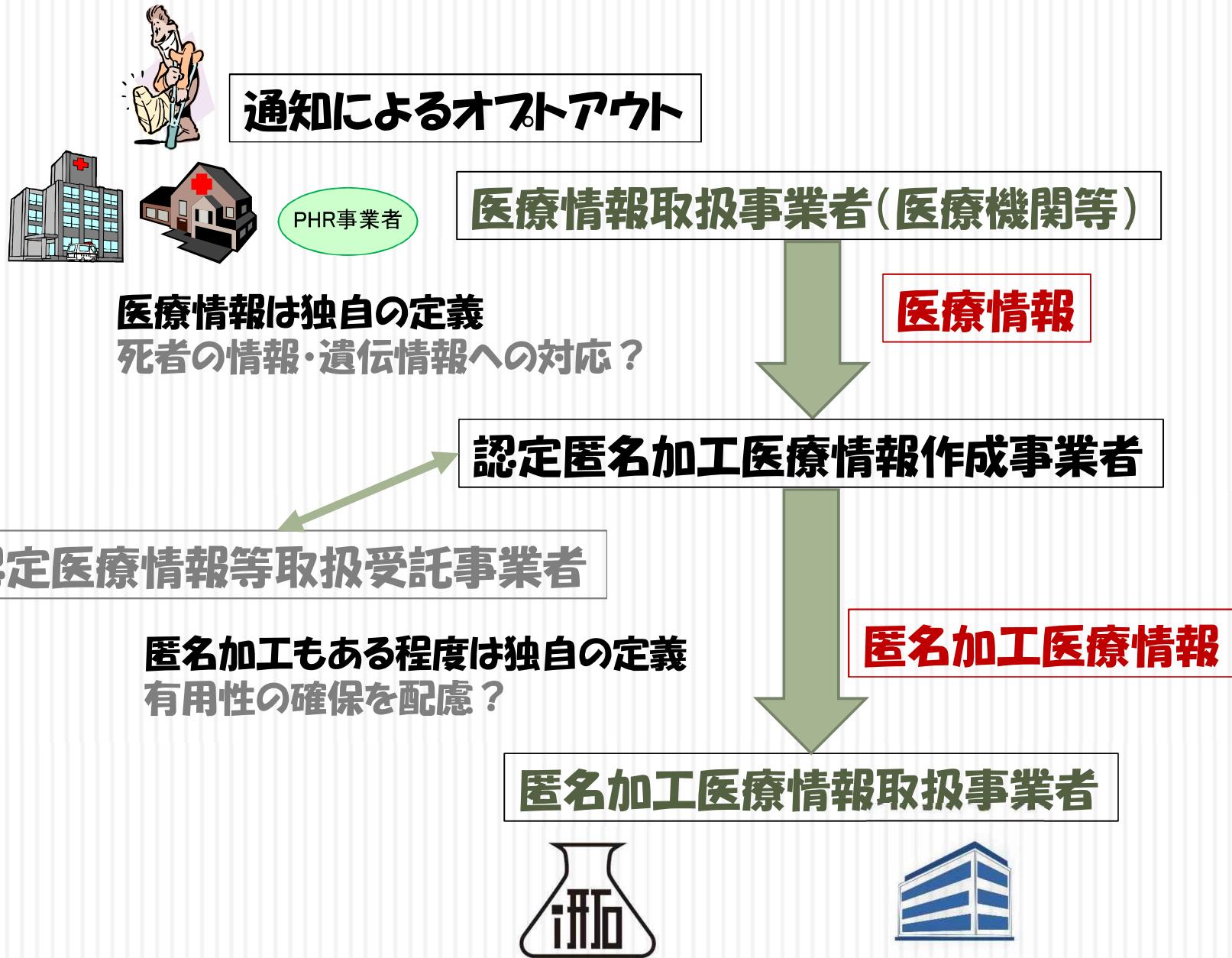
Medical Information System Development Cen

通称：次世代医療基盤法

2017年4月28日成立 5月12日公布

趣旨

- 特定の個人を識別できないように医療情報を匿名加工する事業者に対する規制を整備し、匿名加工された医療情報の安心・適正な利活用を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資する。



次世代医療基盤法第三章(医療機関等 医療情報取扱事業者)

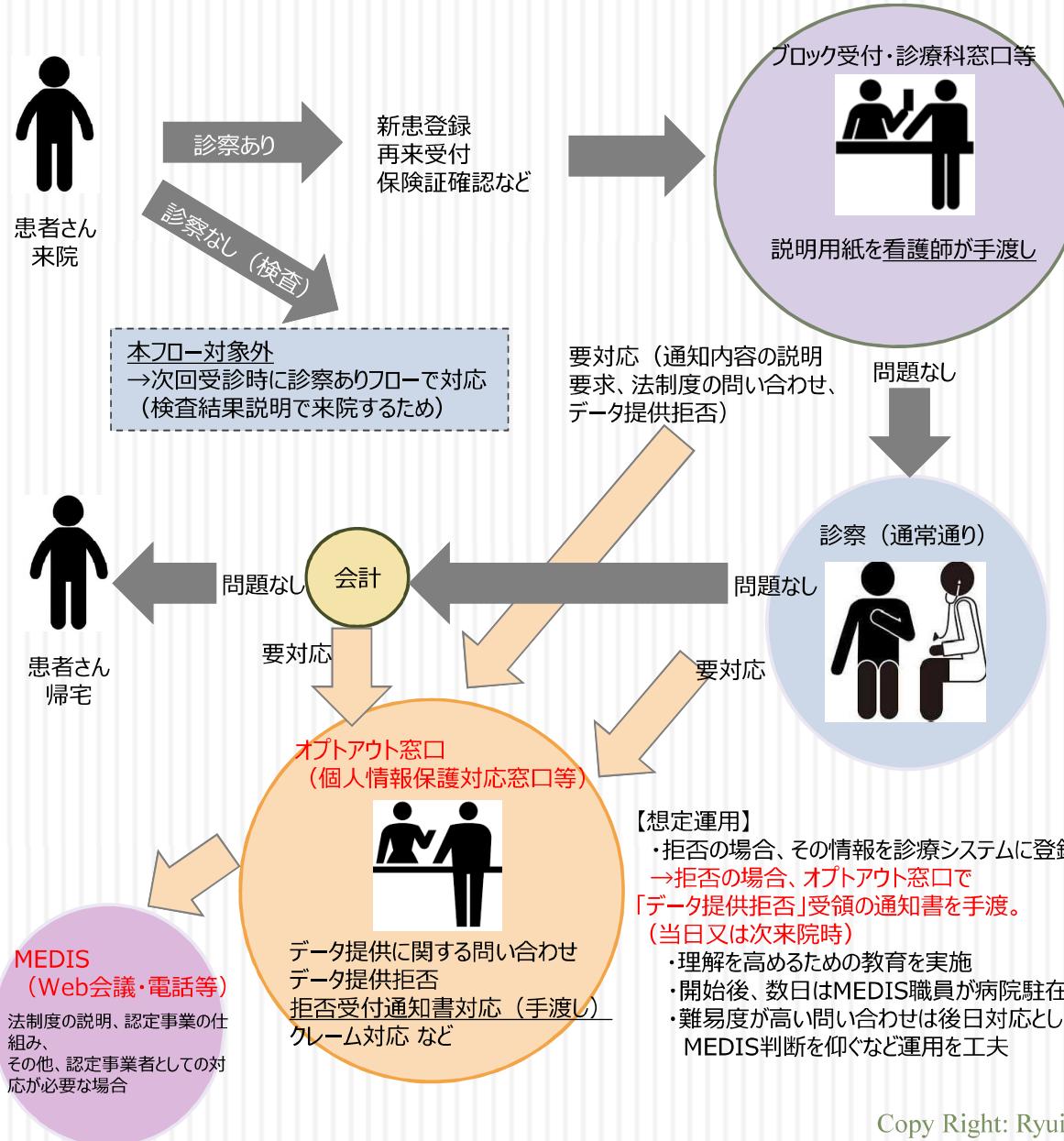
49

Medical Information System Development Cen

1. 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、**主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができる。**
 1. 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供すること。
 2. 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目
 3. 認定匿名加工医療情報作成事業者への提供の方法
 4. 本人又はその遺族の求めに応じて当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。
 5. 本人又はその遺族の求めを受け付ける方法
2. 上記第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、**主務大臣に届け出なければならない。**

いわゆる「寧ろオフ・トアウト

次世代医療基盤法に基づくデータ提供における患者さんへの「通知によるオプトアウト（いわゆる丁寧なオプトアウト）」のフロー



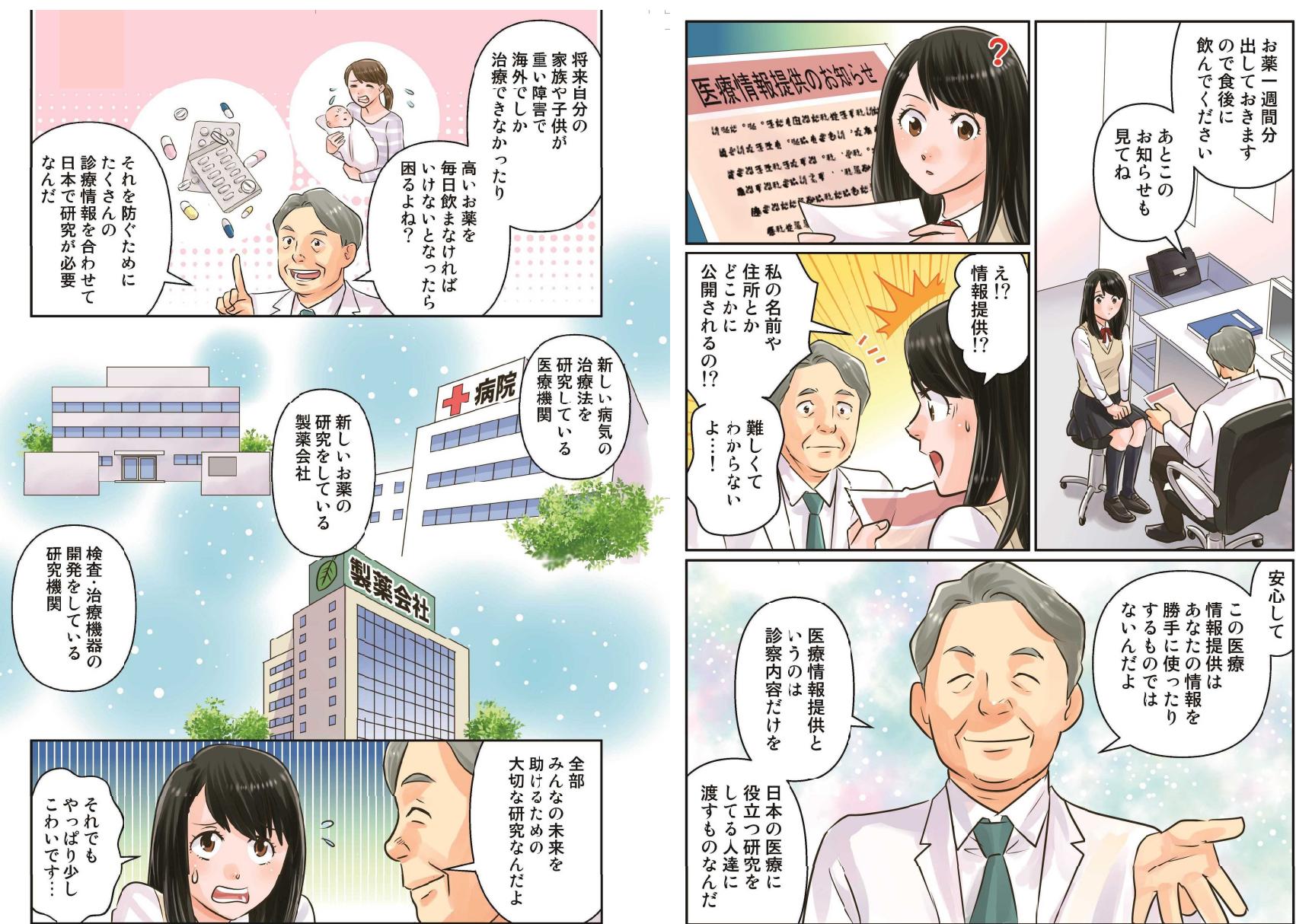
【想定運用】

- ・フロー開始後、3ヶ月間は受診者全員を対象
→当該期間で2回以上受診時は複数回渡される
- ・併科受診は意識しない。
- ・4ヶ月目以降は新患・入院のみ
- ・説明実施の情報システムへの登録は受付では行わない
- ・手渡しを行う看護師は病院で手配
→MEDISが費用負担（SS-MIX2研究事業）。
- ・手渡す看護師は、必ず丁寧なオプトアウトについて教育を受け、患者からの簡単な質問には対応
- ・データ提供拒否（オプトアウト）は窓口へ誘導

【想定運用】

- ・診療システムの医師に入力がされたことを根拠とし説明が実施されたこととする
- 【SS-MIX2研究事業】
- ・診療システムの文書印刷機能を用いて印刷?
→印刷されたことは電子カルテで分かる。

患者さん毎に必要な情報	診療システムで把握する方法
説明を受けた	拒否しない① 電子カルテで診察を受けた履歴を持つ方
	拒否した② 電子カルテで診察を受けた履歴を持つ方 +拒否した情報を○システムに登録
説明を受けていない③	説明開始日以降上記に該当しない方





ご清聴ありがとうございました。

